

平成 31 年第 1 回臨時会

むかわ町議会会議録

平成31年 1月28日 開会

平成31年 1月28日 閉会

むかわ町議会

平成31年第1回むかわ町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (1月28日)

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
事務局職員出席者	5
開会及び開議	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
町長提出事件の概要説明	6
報告第1号の上程、説明、質疑	8
承認第1号の上程、説明、質疑、採決	9
承認第2号の上程、説明、質疑、採決	11
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	14
議案第2号から議案第4号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	16
閉議及び閉会	29
署名議員	31

むかわ町告示第77号

平成31年第1回むかわ町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成31年1月24日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 平成31年1月28日（月）午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室（3階）

3 付議事件

町長から提出あった事件

報 告

報告第1号 専決処分報告に関する件
(工事請負契約の変更に関する件)

承 認

承認第1号 専決処分につき承認を求める件
(平成30年度むかわ町上水道事業会計補正予算(第4号))

承認第2号 専決処分につき承認を求める件
(むかわ町鶴川高等学校生徒寮の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例)

議 案

議案第1号 北海道市町村総合事務組合理約の制定並びに廃止に関する件

議案第2号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算(第12号)

議案第3号 平成30年度むかわ町上水道事業会計補正予算(第5号)

議案第4号 平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算(第5号)

○応招・不応招議員

応招議員（13名）

1番	東	千吉	議員	2番	舞	良喜	久	議員			
3番	山	崎満	敬	議員	4番	佐	藤	守	議員		
5番	大	松	紀美子	議員	6番	三	上	純	一	議員	
7番	野	田	省	一	議員	8番	三	倉	英	規	議員
9番	星	正	臣	議員	10番	津	川	篤	議員		
11番	北	村	修	議員	12番	中	島	勲	議員		
13番	小	坂	利	政	議員						

不応招議員（なし）

平成31年第1回むかわ町議会臨時会

議事日程（第1号）

平成31年1月28日（月）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出事件の概要説明

町長提出事件

- 第 5 報告第1号 専決処分報告に関する件
(工事請負契約の変更に関する件)
- 第 6 承認第1号 専決処分につき承認を求める件
(平成30年度むかわ町上水道事業会計補正予算(第4号))
- 第 7 承認第2号 専決処分につき承認を求める件
(むかわ町鶴川高等学校生徒寮の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例)
- 第 8 議案第1号 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止に関する件
- 第 9 議案第2号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算(第12号)
- 第10 議案第3号 平成30年度むかわ町上水道事業会計補正予算(第5号)
- 第11 議案第4号 平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算(第5号)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13名）

1番	東	千吉	議員	2番	舞	良喜	久	議員				
3番	山	崎	満	敬	議員	4番	佐	藤	守	議員		
5番	大	松	紀	美	子	議員	6番	三	上	純	一	議員

7番	野田省一	議員	8番	三倉英規	議員
9番	星正臣	議員	10番	津川篤	議員
11番	北村修	議員	12番	中島勲	議員
13番	小坂利政	議員			

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	渋谷昌彦
支所長	田所隆	会計管理者	藤井清和
総務企画課長	成田忠則	総務企画課参事	大塚治樹
総務企画課参事	上坂勇人	総務企画課主幹	梅津晶
総務企画課主幹	柴田巨樹	総務企画課主幹	西幸宏
町民生活課主幹	飯田洋明	町民生活課主幹	船木孝裕
健康福祉課長	高橋道雄	健康福祉課主幹	今井喜代子
健康福祉課主幹	藤田浩樹	産業振興課長	酒巻宏臣
産業振興課参事	太田剛雄	産業振興課主幹	東和博
産業振興課主幹	今井巧	産業振興課主幹	松本洋
建設水道課長	山本徹	建設水道課主幹	江後秀也
建設水道課主幹	兄後敏彦	地域振興課長	石川英毅
地域振興課主幹	長谷山一樹	地域振興課主幹	菅原光博
恐竜ワールド戦略室長	加藤英樹	恐竜ワールド戦略室主幹	櫻井和彦
地域経済課長	吉田直司	地域経済課主幹	高木龍一郎

地域経済課 主幹	西村和将	国民健康保険 穂別診療所 事務長	藤江伸
教育長	長谷川孝雄	生涯学習課長	齊藤春樹
教育振興室長	田口博	選挙管理委員 会事務局長	成田忠則
農業委員 会事務局長	鎌田晃	農業委員 会支局長	高木龍一郎
監査委員	数矢伸二		

事務局職員出席者

事務局長	八木敏彦	主査	長谷山美香
------	------	----	-------

◎開会及び開議の宣告

- 議長（小坂利政君） ただいまの出席議員数は13人です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成31年第1回むかわ町議会臨時会を開会します。
- 直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

◎議事日程の報告

- 議長（小坂利政君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（小坂利政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
- 会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番、佐藤 守議員、5番、大松紀美子議員を指名します。
-

◎会期の決定

- 議長（小坂利政君） 日程第2、会期の決定についてお諮りします。
- 本臨時会の会期は、提出事件を考慮し本日1日間にしたいと思いますが、御異議ありませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。
- したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定いたしました。
-

◎諸般の報告

- 議長（小坂利政君） 日程第3、諸般の報告を行います。
- 議長としての報告事項は、お手元に印刷配付しているとおりです。諸般の報告及び議会だより第90号のとおりであります。御了承いただきたいと思います。
-

◎町長提出事件の大要説明

- 議長（小坂利政君） 日程第4、町長提出事件の大要説明を行います。

町長から提出事件の大要説明の申し出がありましたので、これを許します。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） おはようございます。

本日ここに、平成31年第1回むかわ町議会臨時会を開催するに当たりまして、議員の皆様には時節柄何かとお忙しい中を御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

さて、本定例会で御審議いただく事件につきましては、報告1件、承認2件、議案4件でございます。

報告第1号 専決処分報告に関する件につきましては、町道福住1線排水整備工事の設計変更が生じ、契約金額を変更したため、平成31年1月16日に専決処分しましたので、これを議会に報告するものでございます。

承認第1号 専決処分につき承認を求める件につきましては、平成30年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第4号）を平成31年1月8日に専決処分しましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

承認第2号 専決処分につき承認を求める件につきましては、北海道胆振東部地震により被災した鶴川高等学校生徒寮の仮設寮が設置されたことに伴い、むかわ町鶴川高等学校生徒寮の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を平成31年1月15日に専決処分しましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

議案第1号 北海道市町村総合事務組規約の制定並びに廃止に関する件につきましては、北海道市町村総合事務組合において、一部の団体を構成団体とすることができないため、当該団体の非常勤職員に対する公務災害補償等の事務を処理できるよう定める規約を制定し、現行規約を廃止することについて協議があったことから、議会の議決を求めるものでございます。

議案第2号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第12号）、議案第3号 平成30年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第5号）、議案第4号 平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第5号）につきましては、いずれも事業の必要性から所要額の補正を行うものでございます。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明申し上げますので、何とぞ御審議、御決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（小坂利政君） これで町長提出事件の大要説明は終わりました。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○議長（小坂利政君） 日程第5、報告第1号 専決処分報告に関する件（工事請負契約の変更に関する件）を議題とします。

本件について、報告を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 報告第1号 専決処分報告に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書の1ページをお開き願います。

本件は、平成30年7月31日開催の第2回むかわ町議会臨時会において議決をいただきました町道福住1線排水整備工事請負契約につきまして、設計変更に伴いまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき平成31年1月16日に専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

設計変更の内容につきましては、工事過程により排出される産業廃棄物の数量が確定になったことにより、処分に要する費用が必要となったものでございます。契約の金額の事項中、6,015万6,000円に57万2,400円を追加いたしまして6,072万8,400円に改めるものでございます。

平成18年5月9日議決のむかわ町長の専決処分事項の指定について、第4号の規定に基づき、当該議決に係る契約金額の100分の5を超えない範囲内での変更であるため、専決処分としたものでございます。

以上で、報告第1号の説明を終わらせていただきます。

○議長（小坂利政君） 報告が終わりました。

これから報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これで報告第1号 専決処分報告に関する件は報告済みといたします。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（小坂利政君） 日程第6、承認第1号 専決処分につき承認を求める件（平成30年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第4号））を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 承認第1号 専決処分につき承認を求める件でございます。

議案書の3ページをお開き願います。

承認第1号につきましては、平成30年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第4号）でございます。平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震により被災した簡易水道施設の国庫補助現地査定が平成31年1月29日に実施されることに伴い、査定設計及び実施設計を早急に行う必要が生じ、議会を招集する時間的余裕がないことから、所要の補正について平成31年1月8日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

内容につきましては、議案書の4ページをお開き願います。

第2条は、簡易水道等事業資本的収入で企業債250万円を追加し、簡易水道等事業資本的支出で建設改良費250万円の追加を行うものでございます。

別冊配付してございます平成30年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第4号）に関する説明書により御説明申し上げます。

説明の都合上、1ページ下段の簡易水道等事業資本的支出から御説明をさせていただきます。

資本的支出は、2款簡易水道等事業資本的支出、1項建設改良費において、平成30年9月6日に発生した北海道胆振東部地震により稲里浄水場取水堰の護岸が転倒したため、大型ふとんかご設置工事を行うための実施設計委託を災害査定内に行う必要から250万円を増額するものでございます。

これに対する資本的収入でございますが、同ページ上段をごらんいただき、災害関連分としまして企業債250万円を追加するものでございます。

議案書の4ページへお戻りください。

第3条は、企業債の限度額を改めるものでございます。

以上で、承認第1号の説明を終わらせていただきます。よろしく御承認くださいますよう

お願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑をされるときは、ページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑願います。

承認第1号 平成30年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第4号）に関する別冊説明書1ページの資本的収入、資本的支出についてと、議案書つづり3ページ、4ページの予算総則全般についての質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） わかりそうでわからないので、ちょっと確認的に伺っておきます。

稲里浄水場のところで損壊が起きたというのはわかったんですけども、それが、災害査定が今月末に来るのでその前に処理をしなければならない、査定との関係というのはどういう理由になるんですか。明らかにしてほしいと思います。

○議長（小坂利政君） 兄後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（兄後敏彦君） 地震でもって、稲里浄水場の取水堰のところに設けてありました大型ふとんかごが倒壊しまして、その復旧について道のほうと計画内容を相談していたところですが、査定日が12月の段階でまだ確定しておりませんでして、12月の中旬ぐらいに厚労省の査定年月日が決まったものですから、その間、ちょっと査定の復旧概要等、道と詰めておりまして、まだ復旧方針が固まっていなかったため、査定の予算づけができていなかったということでございます。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） すみません、理解ができないのもう一回だけ、別に間違っているとは思っていないんだけど、先ほどの説明では、僕の聞き違いかもしれませんが、1月28日に査定を受けると。そのために、その前にこのふとんかごの損壊の処理をしておかなければならないという話でありました。それで1つは、1月28日という査定が間違っているのかどうか、国の災害査定を受けるのとそのかわりというのがどうなっているのか、もうちょっとわかりやすく説明をお願いします。

○議長（小坂利政君） 兄後建設水道課主幹。

○建設水道課主幹（兄後敏彦君） 失礼いたしました。災害の査定日は1月29日ということでございます。それで、町のほうとしましては、その復旧を災害ということに請け負うという

ことで道に出していたんですけれども、その復旧内容についてちょっと事前に道との調整、そして道が国と調整をしていただいているものでございますから、その調整にちょっと時間がかかって、12月の中旬に災害査定を受けるということで決定したところでございます。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） つけ加えて、御説明いたします。

今回の補正の委託設計の部分と査定の関係ということですが、あすから資料の監査の査定が入るんですが、その査定を受けるための設計を、要は今回専決の中で行いまして、そして要は工法等を設計を組んで、あすその査定を受ける形になるものですから、要は査定を受けるための設計書の設計委託ということですので。よろしいですか。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで承認第1号の質疑を終わります。

これから承認第1号 専決処分につき承認を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号 専決処分につき承認を求める件は、原案のとおり承認することに決定しました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（小坂利政君） 日程第7、承認第2号 専決処分につき承認を求める件（むかわ町鶴川高等学校生徒寮の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

齊藤生涯学習課長。

〔齊藤春樹生涯学習課長 登壇〕

○生涯学習課長（齊藤春樹君） 承認第2号 専決処分につき承認を求める件について御説明申し上げます。

議案書の5ページをお開きください。

承認第2号につきましては、むかわ町鶴川高等学校生徒寮の設置及び管理に関する条例の

一部を改正する条例でございまして、平成30年9月6日発生の北海道胆振東部地震で被災した鵜川高校生徒寮の移転について、所要の改正を平成31年1月15日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第179条第3項の規定に基づき報告し、承認を求めるものでございます。

むかわ町文京一丁目18番地にございました鵜川高校生徒寮につきましては、被災による建物の傾斜などが確認され、その後、居住の危険性も判明したことから、生徒たちは11月13日から、むかわ町二宮にございます生涯学習センター報徳館に避難しておりました。

このたび、生徒用仮設住宅がむかわ町美幸一丁目89番地1に設置され、生徒たちは1月15日より全員がそろって居住しておりますことから、本設置及び管理に関する条例について、所在位置の改正を行い、仮設住宅を鵜川高校生徒寮として使用管理していくものでございます。

条例改正に係る新旧対照表につきましては、議案説明資料の1ページに承認第2号資料としてお示ししておりますので、御参照いただければと思います。

なお、厚生病院東側に仮設設置いたしました生徒寮について若干御説明をいたしたいと思っております。面積は約700平米、モバイルハウスを23棟連結したものでございまして、個人居室が34室、シャワートイレ洗面室が8室、舎監室が2室、事務室1室、食房厨房1棟となっております。

以上、承認第2号について御説明申し上げます。よろしく御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 1月28日に全てが完成するというふうにお聞きしているんですけども、文京のこれまでの寮をどのようにしていく考え方でいるのか伺います。

○議長（小坂利政君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤春樹君） 文京にある現施設の今後のことについての御質問だと思います。現施設については、ただいま半壊という判断をいただいて、取り壊しという方向性で実施設計をお願いしているところでございまして、この後、もう少しするとどういった方法でどのようなお金がかかるというものが出てくるかと思っております。その後、いつ取り壊す等については、その後決めていきたいという考えでございまして。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 取り壊していくと。そうしますと仮設寮ですから、期限がありますよね、2年間というね。その後どうしていく計画なのかということがちょっと心配されるどころなんです、現在の考え方があれば伺います。

○議長（小坂利政君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤春樹君） 仮設2年間ということは法律で決まっておりますので、その後どうしていくかということで、現在の寮は取り壊します、どういった形にいたしましても新しい寮というのをつくっていかねばならないと考えてございます。

ただ、国の補助等、なかなか有効なものが見つからないという中で、今、いろんなところに御相談をして、どういった方向で設置できるかというところを今協議している最中でありまして、いずれにいたしましても、その2年間の中で本設をしていきたいという考えでございます。どんな形になるかはまだはっきりしませんけれども、そういう方向で今協議をしているところでございます。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 寮に限らず、仮設住宅35戸建っていますよね。それら含めて、新たに再建していくといったときに、国の補助ということなんですけれども、見当たらないということなんです、こういう災害時に例えば公営住宅なり、そういう被害を受けた公的なものに対する国の補助がないというのはちょっと私もあり得ないなというような思いですけれども、全く見当たらないというものなんでしょうか。

○議長（小坂利政君） 竹中町長。

○町長（竹中喜之君） 鶴川高校の条例制定についての審議かと思えます。その中で含めて、現在の一般の住宅というんでしょうか、仮設住宅も含めての今後のあり方ということでの御質問かと思えます。

これからにつきまして、御承知のとおり、今後のさまざまな災害復旧に向けて、復興に向けての復興計画というのをこれから定めていくところでございますので、そういった中で、今後に向けての再建、その後のあり方というのも皆さんにお示ししていければと考えているところでございますので、御理解を願いたいと思えます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから承認第2号 専決処分につき承認を求める件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号 専決処分につき承認を求める件は、原案のとおり承認することに決定しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第8、議案第1号 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止に関する件を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

梅津総務企画課主幹。

〔梅津 晶総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（梅津 晶君） 議案第1号 北海道市町村総合事務組合規約の制定並びに廃止について提案理由の説明を申し上げます。

議案書は7ページをお開きください。

この規約の制定並びに廃止につきましては、北海道市町村総合事務組合において、一部の団体を構成団体とすることができないため、当該団体の非常勤職員に対する公務災害補償等の事務を処理できるよう定める規約を制定し、現行規約を廃止することについて議会の議決を求めるものでございます。

北海道市町村総合事務組合は、非常勤消防団員に係る損害賠償等及び非常勤職員に係る公務災害補償等を共同処理する団体が事務ごとに異なる複合的な一部事務組合でございますが、地方自治法の規定により、複合的な一部事務組合は市町村及び特別区しかこれを設置できないこととされております。

今般、総務省より北海道が構成員となっている石狩東部広域水道企業団及び石狩西部広域水道企業団並びにこの2つの事務組合を構成員とする北海道市町村職員退職手当組合は、複合的な一部事務組合である北海道市町村総合事務組合に加入できないことから、早急に必要の見直しを行うよう北海道市町村総合事務組合に対し指摘がありました。

他方、事務処理の効率性の観点に鑑み、石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業

団及び北海道市町村職員退職手当組合からは、非常勤職員に係る公務災害補償等の事務処理を北海道市町村総合事務組合に委託したい意向が示されたところです。

現規約では、総合事務組合の存立、行為の法的根拠を欠く状態となっており、北海道市町村総合事務組合に加入できなくなる団体に係る事務処理を委託及び受託という形で取り扱うことができるよう早急に是正する必要があることから、地方自治法第286条第1項の規定により、新たな規約の制定及び現規約を廃止することについて議会の議決を求めるよう、北海道市町村総合事務組合から依頼があったものです。

なお、地方自治法第286条第1項の規定につきましては規約を変更しようとする場合の規定でございますが、北海道市町村総合事務組合の新規設立に伴う規約の新規制定とは異なり、規約の変更に伴う一形式として廃止制定を行うものであり、同項の規定に基づき行うものでございます。

議案書は10ページをごらんいただきたいと思います。

新たな規約と廃止する規約の改正内容につきましては、他の地方公共団体から事務の委託を受けられる旨、第14条を新たに加え、別表第1及び別表第2から石狩東部広域水道企業団、石狩西部広域水道企業団及び北海道市町村職員退職手当組合が削除されております。

また、別表第1及び別表第2におきまして、平成29年度、平成30年度中に構成団体の名称変更等があったものにつきましては、今回の規約において変更されております。具体的には、江差町ほか2町学校給食組合を江差町・上ノ国町学校給食組合に、西胆振消防組合を西胆振行政事務組合に改め、平成30年3月31日で解散しました十勝環境複合事務組合が削除されております。

このほかの規定につきましては、今般廃止する現行規約と同様の内容となっております。

以上、提案理由の御説明を申し上げましたが、よろしく御審議、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第1号 北海道市町村総合事務組合理約の制定並びに廃止に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号から議案第4号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第9、議案第2号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第12号）から日程第11、議案第4号 平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第5号）までの3件を一括議題とします。

議案第2号から議案第4号の3件について提案理由の説明を求めます。

西総務企画課主幹。

〔西 幸宏総務企画課主幹 登壇〕

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 議案第2号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第12号）から議案第4号 平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第5号）まで、一括して御説明を申し上げます。

最初に、議案第2号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第12号）について御説明を申し上げます。

議案書の17ページをお開き願います。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれに17億4,710万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ136億9,211万8,000円とするものでございます。

説明の都合上、別冊配付しております平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第12号）に関する説明書により御説明を申し上げます。

6ページの歳出により御説明を申し上げます。

2款1項6目地域情報施設管理運営事務（本庁）の600万円の追加につきましては、国営新鷗川土地改良事業災害復旧工事に伴う春日地区町有柱及び光ケーブルの移設に要する工事請負費を追加するものでございます。財源といたしましては、移転補償として390万円を見込むほか、残りを一般財源としております。

12目町営バス等運行事業の108万8,000円につきましては、平取苦小牧線のバス運行に係る地元負担分としまして、平成29年10月1日から平成30年9月30日までに係る経費を支出するため、負担金補助及び交付金を追加するものでございます。

3款3項1目被災者支援事業の1,602万7,000円の追加につきましては、鷗川高校の仮設生徒寮へ入寮する新1年生に係る必要経費を計上するものでございます。

4款2項1目樹海温泉管理運営事務23万6,000円の追加につきましては、樹海温泉穂別の男性浴室脱衣所のパネルヒーターが故障したため、交換修繕を行うものでございます。

2目ごみ・し尿対策事務の1,449万1,000円の追加につきましては、先行して解体した全壊家屋及び半壊家屋に対する損壊家屋解体費助成金を追加するものでございます。財源としましては、半壊家屋解体分を除く事業費の2分の1を国庫補助金とし、補助対象事業の1割を災害等廃棄物処理事業債、残りは一般財源とするものでございます。

また、合併処理浄化槽設置助成事業の32万5,000円につきましては、被災により修繕不能となった浄化槽の更新が3件増加し、予算措置と実績値ではともに13基の設置となりますが、人槽規模の割合が増加したことにより不足が生じることから負担金補助及び交付金を追加するものでございます。財源につきましては国庫補助及び一般財源となっております。

13款1項1目農業施設災害復旧事業の500万円の追加につきましては、土地改良区施設の災害復旧工事を町が行うため、必要額を計上するものでございます。財源としましては、町債のほか、地方災害復旧工事に係る農業分担金及び一般財源でございます。

なお、次年度に繰り越して執行する必要があることから繰越明許の設定を行うものでございます。

2目林道災害復旧事業の168万3,000円の減額につきましては、既定予算のうち、入札減に伴うもの及び激甚災害指定による林道施設災害復旧事業実施設計委託が国庫補助対象となったことにより財源を振り替えるものでございます。

2項1目道路橋りょう災害復旧事業の8億4,030万円の減額につきましては、繰越分を含む年度内執行見込みの事業費及び次年度事業へ移行する額が確定したことに伴うものでございます。財源としましては、事業費の確定に伴う国庫負担金、災害復旧事業債及び一般財源

を減額するものでございます。

なお、予算残額の5億1,130万円は次年度に繰り越して執行する必要があることから、繰越明許の設定を行うものでございます。

2目河川災害復旧事業の11億9,580万円の減額につきましては、繰越分を含む年度内執行見込みの事業費及び次年度事業へ移行する額が確定したことに伴うものでございます。財源としましては、国庫負担金、災害復旧事業債を減額するものですが、補助災害事業の補助対象、被災対象の減に伴い、一般財源が増額となるものでございます。

なお、残額の4億2,050万円は次年度に繰り越して執行する必要があることから、繰越明許の設定を行うものでございます。

3目公園等施設災害復旧事業の1,002万円の減額につきましては、繰越分を含む年度内執行見込みの事業費が確定したものでございます。財源としましては、国庫負担金、災害復旧事業債及び一般財源を減額するものでございます。

なお、残額の2,880万円は、次年度に繰り越して執行する必要があることから、繰越明許の設定を行うものでございます。

4項1目学校教育施設災害復旧事業の9,900万円の追加につきましては、年度内に発注を予定する穂別小学校屋体及び外構復旧工事費用でございます。財源としまして、国庫補助及び災害復旧事業債でございます。

なお、次年度に繰り越して執行する必要があることから、全額を繰越明許設定するものでございます。

5項1目環境衛生施設災害復旧事業の1億6,565万円の追加につきましては、年度内に発注を予定する鶴川斎場の災害復旧工事に係る費用でございます。財源としましては、国庫補助金、災害復旧事業債及び一般財源でございます。

なお、次年度に繰り越して執行する必要がありますことから、全額を繰越明許設定するものでございます。

7項2目庁舎等災害復旧事業の406万円の追加につきましては、本庁書架復旧事業におきまして、書架内の破損状況から既定予算額に不足する額を増額するものでございます。

なお、次年度に繰り越して執行する必要がありますことから、既定予算とあわせた全額を繰越明許設定するものでございます。

続きまして、歳入の説明に移らせていただきます。

補正予算に関する説明書の3ページをお開き願います。

10款地方交付税では、特別交付税の災害ルール分として523万6,000円を追加するものでございます。

12款分担金及び負担金は、土地改良区施設の小災害復旧工事に係る受益者分担金として事業費の20%であります100万円を追加するものでございます。

14款国庫支出金では、公共土木施設における災害復旧費負担金として13億3,927万8,000円を減額し、環境衛生費補助金として671万5,000円、環境衛生施設災害復旧費補助金として7,989万2,000円、学校教育施設災害復旧費補助金として6,600万円、農林水産業施設災害復旧費補助金として592万9,000円を追加するものでございます。

ここで、1点訂正がございます。ただいまの3ページの一番下の欄でございますが、こちらの環境衛生施設災害復旧費補助金の欄、説明欄のところでございます。こちら、葬場災害復旧事業補助金というような記載になってございます。こちら葬場ではございませんで、斎場というのが正しい表記となります。申しわけございませんが、訂正をお願いいたします。

続きまして、18款繰入金でございます。繰入金におきましては、財政調整基金からの繰り入れを5,300万円減額するものでございます。

20款諸収入につきましては、国営新鶴川土地改良事業災害復旧工事に伴う移転補償として390万円を追加するものでございます。

21款町債につきましては、災害等廃棄物処理事業債として130万円、農業施設災害復旧事業債として400万円、斎場災害復旧事業債として4,030万円、公立学校教育施設災害復旧事業債として3,300万円を追加し、道路橋りょう災害復旧事業債として1億8,680万円、河川災害復旧事業債として4億700万円、公園施設災害復旧事業債として830万円を減額するものでございます。

以上で、歳入の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書の20ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費についてであります。これは地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して事業を行う必要から繰越明許費を定めるものでございます。

追加の内容につきましては、13款災害復旧費の7事業でございまして、いずれも次年度に繰り越して執行する必要がありますことから、繰越明許の設定を行うものでございます。

続きまして、議案書の21ページの第3表、地方債補正でございますが、先ほど歳入の町債で御説明申し上げました公立学校施設災害復旧事業債を追加し、それ以外の町債につきましては変更とするものでございます。

以上で、議案第2号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第3号 平成30年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第5号）の説明に移らせていただきます。

議案書23ページをお開き願います。

第2条は、平成30年度むかわ町上水道事業会計の簡易水道等事業資本的収入で、補助金940万円、企業債940万円を追加し、資本的支出について建設改良費で1,880万円を追加するものでございます。

こちらも別冊配付してございます平成30年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第5号）に関する説明書により御説明を申し上げます。

説明の都合上、1ページ下段の簡易水道等事業資本的支出から御説明をさせていただきます。

資本的支出は、2款簡易水道等事業資本的支出、1項建設改良費において、北海道胆振東部地震により被災した稲里浄水場取水堰の護岸転倒箇所へ大型ふとんかご設置工事を行うため、工事請負費1,880万円を追加するものでございます。これに対する資本的収入でございますが、同ページ上段をごらんいただきまして、2款簡易水道等事業資本的収入、1項補助金の国庫補助金で建設改良費の補助率2分の1となる940万円及び2項企業債においては災害関連分としまして940万円を追加するものでございます。

議案書の23ページへお戻りください。

第3条におきましては、企業債の限度額を改めるものでございます。

以上で、議案第3号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案書25ページをお開きください。

議案第4号 平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第5号）でございます。

第2条は、平成30年度むかわ町下水道事業会計の資本的収入では、公共下水道事業で企業債5,160万円、補助金2億640万円を追加し、農業集落排水事業で企業債7,560万円、補助金7,560万円を追加し、資本的支出について、公共下水道事業で建設改良費2億5,800万円、農業集落排水事業で建設改良費1億5,120万円の追加を行うものでございます。

こちらも別冊配付してございます平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第5号）に関する説明書により御説明を申し上げます。

説明の都合上、2ページの下水道等事業資本的支出から御説明させていただきます。

1款公共下水道事業資本的支出、3項建設改良費では、北海道胆振東部地震により被災し

た鵜川地区公共下水道の処理場及び管渠の復旧工事費用といたしまして2億5,800万円を計上するものでございまして、2款農業集落排水事業資本的支出、3項建設改良費では、穂別地区農業集落排水の管渠復旧工事費用として1億5,120万円を計上するものでございます。

これに対する資本的収入でございますが、1ページをごらんいただきまして、公共下水道事業資本的収入では、国庫補助金として事業費の10分の8となる2億640万円を追加し、災害関連分として5,160万円の企業債を追加するものでございます。

農業集落排水事業資本的収入におきましては、国庫補助金として事業費の2分の1となる7,560万円を追加し、災害関連分として7,560万円の企業債を追加するものでございます。

議案書の25ページへお戻りください。

第3条では、企業債の限度額を改めるものでございます。

以上で、議案第2号から第4号までを一括して説明させていただきました。よろしく御審議、御決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の順序は議案番号順とします。

各会計とも、質疑をされるときはページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑願います。

まず、議案第2号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第12号）に関する説明書、別冊事項別明細書6ページから9ページまでの3、歳出全般について質疑はありませんか。

4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） 1点だけお伺いをしたいと思います。

6ページの975-00被災者支援事業、この1,600万に関してなんですけれども、モバイルハウス、鵜川高校の、新1年生については被災を受けていないということで、むかわ町でもって買い取りをするというような方向で新1年生入るかと思うんですけれども、この1,600万という金額に対して何棟分を想定しているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 齊藤生涯学習課長。

○生涯学習課長（齊藤春樹君） 今回の新1年生用の仮設住宅でございますけれども、モバイル型のハウス3棟をくっつけたような形で8名が入居するような形になっております。あと、今の3年生が新年度には退去しますので、そこの分についても利用するという形で、全部で枠としては18戸の枠になります。現在の3年生が出ていく分については、按分計算をして国

のほうから町が負担するというような、そういう契約になる予定でございます。

○議長（小坂利政君） 4番、佐藤議員。

○4番（佐藤 守君） それでは、あくまでも買い取りという形ではなくて借り上げという形で今後進んでいくという、そういうことになるのでしょうか。

それとあと、来年もまだ新1年生、これ2年間ですから対象になりますよね、そうすると来年もまたこれに対しての借り上げ料というか、そういったもので計画をしていかなければいけないと思うんですけども、借り上げですからそれじゃその後、終わった後は、借り上げ料だけ払ってモバイルハウス等の処理というのはそのままの状態に済むのか、仮設住宅の場合であれば2年過ぎるとまた道のほうでもって解体とかいろいろな状況になると思うんですけども、その点について、モバイルハウスについてのその後の考え方についてもちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 仮設住宅も仮設の寮も同じモバイルハウスというかモバイル型で整備しておりますが、これはあくまで借り上げですので、2年間という中で国が一定程度補助していただけるというものになってございまして、この後、2年後にそれを買取るのかどうかという部分はちょっと一考せざるを得ないだろうというふうに思っていますが、あくまで、今の2年生も来年3月で退去しますので、そこの部分も、先ほど齊藤のほうからお話ししたように、国のほうに負担する分をお返しするような手続も必要になりますけれども、その分についても活用しながら、今後2年間の間は運用していくという形になると思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 1点目は今の関連なんですけど、モバイルハウスを2年後に買い取るかどうかというあたりのところの答弁がちょっと曖昧だったんですけども、費用の面から、そのモバイルハウスを基礎をちゃんとして設置するほうが安いとかいろいろな計算していると思うんです。その辺がちょっと明確に答弁なかったのでもう一度お願いします。

それから、7ページの1120のところなんですけど、先行解体した分というお話だったんですけども、これは何棟分だったのかということをお聞きします。

それから、9ページの2740の斎場なんですけど、今、不便な思いを皆さんされているんですけども、これは完成をいつごろというふうにされているのか、それから工事内容と伺いま

す。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 私のほうから、高校のモバイルハウスの件についてお答えを
したいというふうに思います。

2年間仮設ということで、このモバイルハウスを活用させていただくということですが、その後についてはこれから費用等面の比較等もしなければならぬということと考えてございます。今後、高校寮をどうしていくのかというところは復興計画の中でどうするかというところの議論になっていくかというふうに思いますので、復興計画がまとまり次第、また議員の皆さんのほうにも御相談申し上げるということになるかと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） 先行解体の部分の補正の部分の質問にお答えしたいと思います。

今回の補正の部分で解体の件数ということなんですが、今、全体で15件を見通しております。今のところ9件の申請を受けていまして、そのほか4件ほど協議も来ております。全体として15件を想定して今回補正をさせていただきました。

以上です。

○議長（小坂利政君） 船木町民生活課主査。

○町民生活課主査（船木孝裕君） 鵜川斎場の関係で御報告、お答えしたいと思います。

まず、工事の内容ということなんですが、鵜川斎場、火葬炉を入れかえるというような工事になってきております。それに伴う電気計装、そういったものがありまして1億6,500万というようなことでございます。そして工事の完了ということでございますが、平成31年度内というようなことでお伝えしていただきたいと思っております。

以上です。よろしくお願ひします。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 斎場の件なんですけれども、31年度内ということはまだ1年以上もかかるということになってしまうんですけれども、なぜそのように長くかかってしまうのか、理由があると思うんですけれども、お聞かせください。

○議長（小坂利政君） 山本建設水道課長。

○建設水道課長（山本 徹君） 期間の部分なんですけど、火葬炉につきましては特殊な、要は

炉体で、限定した業者がつくっているということで、かなり日数がかかるという部分で聞いております。

以上です。

○議長（小坂利政君） 渋谷副町長。

○副町長（渋谷昌彦君） これは12月に査定を受けまして、実施がやっと決定したところであり、今回、工事費の予算を上げさせていただいて、今後発注という運びになるんですけども、3月に発注をしまして、それから工事にかかっていくというところで、今、最短で12月ぐらいにはというところで、特殊なものといえますか、一般的なものでないものですかから相当に工事に時間がかかるというふうに聞いてございます。今の段階では3月発注で12月の完成を目指してという予定となっております。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） その火葬炉が特別なものだったというのは私も初めて知ったんですけども、特別なものじゃなくても普通に多くのところが使っているようなもので早目に取りかえるとかということはできないんですか。

○議長（小坂利政君） 吉田地域経済課長。

○地域経済課長（吉田直司君） 今の質問にお答えします。

特殊なものということは、要はどこかの都道府県にもある斎場のとは違う特殊なものという意味ではないというのをちょっと御説明させていただきます。火葬炉につきましてはほとんどが受注生産になります。今現在のメーカーでつくられている火葬炉、今までうちの鶴川の斎場で使っていた火葬炉、こちらは年式、型が全然違いますので、今の形の法律に合った火葬の仕様での設置になります。ですので、特別な、ほかの町とは全然違う特別なものということではなく、つくるのに非常に、一台一台が受注になります。

鶴川斎場は2基ありますので、今現在のものをまず取り出して新しいものを入れるという工事の工程もあります。新しいものを入れるということは、新たに電気、空調、機械設備等の増改築も出てきますので、期間が要するというお話になっております。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、1ページから5ページまでの1、総括、2、歳入全般についてと、議案書つづり17ページから22ページ、予算総則第1表、歳入歳出予算補正、第2表、繰越明許費、第3表、

地方債補正までの全般についての質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 1点だけお聞きしたいというふうに思います。

歳入の中、町債の部分なんです、いわゆる災害と廃棄物処理事業債、ごみの事業債ということなんだけれども、これはいわゆる歳出の部分の全壊、半壊の解体部分にかかわって一定程度、全壊については国から来る、残りを地元という形になって、その一部をこの事業債で借りているということになるんだと思うんですけども、それらが全体として、今回どのような計画して、どのような現時点では、半壊の戸数だとかを含めて、その事業債が充てられたというのはどの部分なのかということを示していただきたいというのが1つ。

それから、これらについては救助法の中ではこのままでいって、例えばその後、後年度、特別交付税等々のかかわりとかというの、そういうのは全く出てこないそういう性質なものなのでしょうか。その辺のところをちょっと含めてお伺いしておきたいと思います。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 町債のところの廃棄物の関係でございますけれども、この部分については解体ではなくて、あくまでも解体をされた廃棄物の処理ということで、町としましては、半壊以上の建物について公費でもって解体をするという方針を打ち出しております。この廃棄物については、そのまま解体した後、処理場に持っていくわけではなくて、一旦は堆積場のほうに持っていきましてそちらのほうで分別をさせていただくと、再利用できる、リサイクルするもの、あるいは不燃のごみだとか可燃ごみだとかということで細分化をした上で、それぞれ有効な手だてで処理をしていくということになってございます。

見込みとしましては、件数、今、手持ちにございませぬけれども、そういった係る費用について国のほうも一定程度、廃棄物の処理関係については2分の1相当を面倒見てもらえるということがございますので、壊す経費は見てもらえませぬけれども、廃棄物となったものについては、国としてもこの部分については手当をしていくという方針でございますので、そういった部分での町債の手当ということになってございますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（小坂利政君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） 私のほうからは、災害救助法以外、例えば特別交付税での措置ということでの件につきましてちょっと回答したいと思います。

先ほども、災害廃棄物の関係については、成田課長のほうからも申し上げましたとおり、

戸数等ではなく廃棄物の量について、量に係った部分についての費用という形でございまして、今回も特別交付税である程度予算計上している中ではございますが、必要部分、事業費から国の対象となる半壊以上のそういう部分を除いた費用の一部について、事業費の4割が対象ということで、一旦、特別交付税のほうも見込んでいるというような状況でございます。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 先ほどの建物の被害状況の部分について、ちょっと追加で説明をさせていただきたいと思います。

1月18日現在の数字でございますけれども、住家の全壊戸数が30戸、非住家が143棟と、合計で173棟でございます。このうち解体申請が出ているのが71棟ということでございます。また、大規模半壊で住家が8棟、非住家で5棟で合計13棟、解体申請が9棟でございます。半壊につきましては住家111棟、非住家が62棟と合計で173棟でございます。このうち解体申請が47棟と。

今後、この解体の申請が随時増えていくのかなというところでございます。数字的にはこういう状況であります。よろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 3ページなんですけど、10番の地方交付税特の特別交付税が523万円ということなんですけど、これは特別交付税がどれだけ来るかというのが非常に大変なことなんですけれども、これは何の分でこれだけ、わずかこれだけ来たんでしょうか。

○議長（小坂利政君） 西総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（西 幸宏君） このたびの補正において特別交付税見込んでいるという部分が、先ほど申し上げました災害の廃棄物処理に係る部分を見ているというような状況でございます。

また、そのほかにも細かい部分というところは、実は歳出側の事業においては発生はするところではございます。ほかの歳出の事業でも、実際のところは特別交付税の対象となるものというのは、細かいものでは実はございます。こちらについてはその後の調整というところも出てくるというところもございまして、この部分については3月の補正において改めて計上させていただきたいというふうに思っております。

○議長（小坂利政君） 5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 先日の委員会でも成田課長のほうからなかなか答えづらいと、数字

だけが先走ってもというようなお話もありましたけれども、この特別交付税がどれだけ来るかということで今後のいろんな事業に大きな影響があるというふうになりますよね。だから、全体でどのぐらい3月に、予算編成時にどれだけの特別交付税を見込んで予算を立てられるかというあたりのところは、御答弁はできませんか。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 先日の委員会でもちょっとお話をさせていただきました。現在のところは確かに、交付税の部分について積み上げの数字ということをお願いするということになりまして、その数字がひとり歩きしてしまうのではないかと心配がございますということで、御答弁のほうは差し控えさせていただくということで先般の委員会でも報告をさせていただいたところでございます。3月の議会においては補正予算というところで御説明申し上げたいというふうに思いますので、御理解のほどよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第2号の質疑を終わります。

次に、議案第3号 平成30年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第5号）に関する別冊説明書1ページの資本的収入、資本的支出全般についてと、議案書つづり23ページの予算総則全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号 平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第5号）に関する別冊説明書1ページから2ページまでの資本的収入、資本的支出全般についてと、議案書つづり25ページの予算総則全般について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

これで議案第4号の質疑を終わります。

これから議案第2号から議案第4号までの3件について討論を行います。

なお、討論の順序は議案番号順とします。

まず、議案第2号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで議案第2号の討論を終わります。

次に、議案第3号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで議案第3号の討論を終わります。

次に、議案第4号について原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認めます。

これで議案第4号の討論を終わります。

これから議案第2号から議案第4号までの3件について採決します。

なお、採決は議案番号順とします。

お諮りします。

まず、議案第2号 平成30年度むかわ町一般会計補正予算（第12号）について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号 平成30年度むかわ町上水道事業会計補正予算（第5号）について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号 平成30年度むかわ町下水道事業会計補正予算（第5号）について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり決定されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（小坂利政君） これで本臨時会に付された事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

平成31年第1回むかわ町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時18分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員